

2. 多摩地域の刑事弁護活動の一端を担う活動

(1) 刑事事件対応

通常に配点される以外に緊急の要請を受けた場合にも、当番弁護士や国選弁護人としての活動を積極的に行ってきました。

また、所内弁護士の多くが、裁判員裁判に対応可能な弁護士として、弁護士会の名簿に登録しており、裁判員裁判対象事件を積極的に担当しています。

(2) 刑事研究会の開催

研究者・弁護士・司法修習生・法科大学院生などが参加し、刑事事件に関する諸問題について、2ヶ月に1回程度議論を行い、理解を深めています。

3. 法曹の育成

将来多摩地域で活動を希望している法曹の育成だけでなく、教育機関と連携して、学生たちに実務経験の場を提供するなど、若手法曹の養成を行っております。

■主な取り組み

- ・法科大学院エクスターンの受入
(一橋大学・中央大学・慶應義塾大学など)
- ・法科大学院生のリーガルクリニックの受入
(相談者の理解を得た上で、相談への同席の機会の提供など)
- ・司法修習生の受入

多摩パブリック法律事務所はあらゆる市民の「法的かけ込み寺」として、今後もより一層多摩地域に根ざした、相談しやすい・利用しやすい法律事務所でありたいと考えています。

弁護士、事務局一同多摩地域の法的ニーズの把握に努め、ひとつひとつのご相談、ご依頼に真摯に取り組んでまいります。

弁護士法人多摩パブリック法律事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-7 ファーレイーストビル 2階

TEL: 042-548-2422 FAX: 042-548-2437

ホームページ <http://www.tamapb-law.jp/>

弁護士: 西畠正 岡垣豊 秋野達彦 長谷川泰 八木隆 薬師寺孝亮

竹内沙織 芝崎勇介 関志づか 幡野博基 佐野大和 相澤千尋

不安を安心に!

弁護士法人多摩パブリック法律事務所

活動のあゆみ



多摩パブリック法律事務所は、平成20年3月3日に多摩地域初の都市型公設事務所として開所し、15周年を迎えました。

私たちは、設立理念に基づいた3つの活動を中心に、これまで広く市民の皆様に対し、法的サービスを提供してまいりました。この間の主な活動を報告いたします。

1. あらゆる市民の「法的かけ込み寺」としての活動

(1) 公的機関への訪問

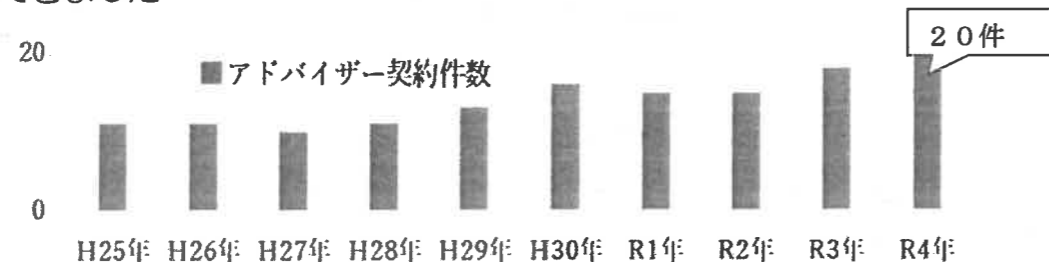
毎年1回、多摩地域30市町村の相談担当窓口等を訪問しています。ご担当の方々とお話しすることにより、市民や職員の皆様のニーズを把握し、適切な法的サービスをご案内しております。

■主な訪問先

- ・市民相談課
- ・高齢者／障害者福祉課
- ・地域包括支援センター
- ・消費生活センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・社会福祉協議会

(2) 公的機関の身近なアドバイザー

自治体の市民相談担当部署等と連携を図り、相談担当者に対するアドバイザーとして活動しています。また、自治体からのご要望を受け、自治体職員及び市民向けの各種講義講演を行ってきました



■自治体職員向けの講義内容例

- ・売買契約について
- ・民事裁判手続について（民事訴訟・執行・保全）
- ・賃貸借について（脱法ハウス等）
- ・民法の基礎（債権総論・物権等）

(3) 無料相談会の開催

創立1周年記念を皮切りに、多くの無料相談会を開催してきました。当事務所主催の当事務所における無料法律相談会だけでなく、自治体からのご要望を受けて、自治体へ出向いて法律相談をさせていただく等の活動も行ってきました。

より市民の皆様のお役に立つための取り組みとして、弁護士だけでなく、税理士、司法書士等複数の専門家と共同して、様々な困りごとに総合的に対応できる多士業相談会の立ち上げ運営にも積極的にかかわってきました。

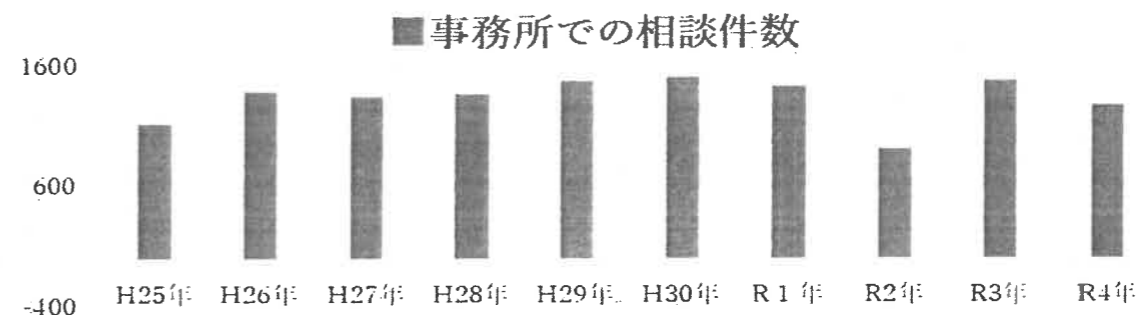
平成22年には、一般の方々を対象とした講演会と同時に行う無料相談会、平成24年～平成27年には夜間無料相談会、平成24年～令和3年には多士業無料相談会を開催いたしました（令和4年以降は、地域の各士業に運営を移行しており、所内の各弁護士が個人として運営に携わっております）。

(4) 事務所での法律相談

開所時より、週3回（月・水・金）及び隔週土曜日に相談日を設け、市民の皆様のご相談を受けています。

■年別相談件数（過去10年の実績）

平成25年	1134件	平成26年	1405件
平成27年	1357件	平成28年	1380件
平成29年	1486件	平成30年	1518件
令和1年	1560件	令和2年	924件
令和3年	1485件	令和4年	1285件（10月末日現在）



(5) 後見制度への対応

この度、当事務所は、後見業務専従チームを発足させました。これまで蓄積した経験に加えて、弁護士・福祉専門職・事務職員が一丸となって対応する体制を整えたので、これまで以上にきめ細かく、機動的に後見業務に取り組むことができると自負しております。

(6) ニュースレターの発行

平成20年7月より、毎月公的機関に向け、身近な法律問題を題材にした弁護士によるコラムを載せたニュースレターを発行しています。

■主なコラム

- ・「相続登記の申請義務化が始まります」（第172号 2022年11月発行）
- ・「産後パパ育休が始まります」（第169号 2022年8月発行）
- ・「インターネット上で誹謗・中傷されたときの救済制度（改正法施行予定）」
（第168号 2022年7月発行）
- ・「任意財産管理契約、任意身上監護契約」（第165号 2022年4月発行）